平成２２年（フ）第１１９号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―304号
債務者　藤木　俊明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道北広島市大曲並木３丁目６番地10　北川方
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０号
札幌市中央区北７条西11丁目７番地　プロムナード桑園102号
債務者　中條　　勲
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１号
札幌市中央区北７条西11丁目７番地　プロムナード桑園102号
債務者　中條　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０号
札幌市白石区東札幌５条５丁目７番17号　高山ビル301号
債務者　五十嵐　勝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番15―402号
債務者　小本　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５号
札幌市中央区南17条西18丁目１番32―1004号
債務者　長橋　　貢
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目８番９号　パレドール新札幌Ｂ―104
債務者　今野　義彦
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５号
札幌市東区北12条東14丁目１番15号　コールインハピネスⅣ―102号
債務者　山田　真弘
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番４―304号
債務者　北林　敏夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番４―304号
債務者　北林　美雪
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２号
札幌市清田区平岡１条２丁目４番６―202号
債務者　藤廣　亜弥
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５号
札幌市中央区北３条東12丁目99番地２　ヴェルビュ苗穂北３条通り510号
債務者　藤本　マミ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２９号
札幌市清田区平岡９条１丁目５番31号
債務者　木村　勇二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１号
札幌市南区川沿13条２丁目２番15号　井内ハイデンス202号
債務者　重松　久子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６号
青森県上北郡おいらせ町一川目３丁目73番地842
債務者　平内　千夏
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第７号
青森県十和田市東十三番町14―20　ごよう荘１号、住民票上の住所青森県十和田市東二十四番町12番37号
債務者　清水　　勉
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
青森地方裁判所十和田支部